

# 大分県報

令和二年  
第一四四号  
九月二十九日

（火曜日）

## 目次

規則	大分県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正……………一
告示	建築基準法による道路位置の指定……………一
告示	大分県設計等業務報告書閲覧規程の一部改正……………一
選挙管理委員会告示	政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………二
	政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………二
	政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………三
	政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………三
	政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………四
公告	競争入札参加者の資格に関する公示……………四
	一般競争入札の実施……………五
規則	大分県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年九月二十九日 大分県知事 広 瀬 勝 貞
	大分県規則第六十一号 大分県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

令和二年九月二十九日

大分県報（規則・告示）

一

大分県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和四十九年大分県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「保証人」の下に「（以下単に「保証人」という。）」を加える。  
第十一条第九号中「若しくは」を「又は」に改める。  
第一号様式の（表）中

性別

男・女

を

に改

め、同様式の（裏）中「~~保証人~~」を削る。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○告示 示

大分県告示第五百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和二年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第一一四号	由布市挾間町古野字水毛ツル一五九番一	令二・九・一六	メートル 五・〇〇	メートル 四八・五六

大分県告示第五百五十四号

大分県設計等業務報告書閲覧規程（平成二十三年大分県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和二年九月二十九日

大分県報（規則・告示）

一

第二条中「大分市王子港町一番十七号」を「大分市新川町二丁目千三百十九番地一」に改める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和二年九月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
今宮れいじ後援会	今宮 礼二	今宮 修二	速見郡日出町三八五八一三	令二・七・一六
佐藤あきお後援会	佐藤 昭生	佐藤 朋子	豊後大野市三重町市場一九一〇一一	令二・九・一〇
佐藤むつお後援会	佐藤 睦夫	小野 竜範	大分市三佐四一四一三A一三〇二	令二・六・二五
長野たつお後援会	長野 辰生	田中 剛	大分市大字政所二三〇八一三	令二・七・一〇
藤本としかず後援会	藤本 敏和	小野 仁	東国東郡姫島村二〇〇八一	令二・七・一
民主大分	梶原 九州 男	堀 嘉徳	大分市田室町一一八	令二・八・二七

大分県選挙管理委員会告示第二十三号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年九月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
自由民主党 大分県遺族会支部	末光 秀夫	代表者の氏名	新 末光 秀夫 旧 岩男 立夫	令二・六・二四
自由民主党 大分県宅建支部	宮崎 教生	代表者の氏名	新 宮崎 教生 旧 伊本 憲清	令二・六・三
自由民主党 大分県たばこ販売支部	田邊 俊則	代表者の氏名	新 田邊 俊則 旧 安部 純一	令二・五・二八
自由民主党 大分県農業団体支部	壁村 雄吉	代表者の氏名	新 壁村 雄吉 旧 二宮 伊作	令二・六・三〇
自由民主党 大分県別府市第十七支部	阿部 真一	代表者の氏名 主たる事務所所在地	新 別府市石垣東一〇一六一八一三〇三号 旧 別府市石垣西二一一一一三	令元・八・一
自由民主党 豊後大野市三重支部	難波 千博	代表者の氏名 主たる事務所所在地	新 難波 千博 旧 字薄 修一	令二・五・一七

日本共産党 大分県南部 地区委員会	高司 政文	代表者の氏 名	高司 政文	猪野又 庄一	令二・三・一	二 その他の政治団体		政治団体の 名称	代表者の氏 名	異動事項	異動の内容		異動年月日
						新	旧						
速見郡杵築 市医師連盟	佐藤 素生	代表者の氏 名	佐藤 素生	鈴木 貫史	令二・五・一六	一滴塾清水 ひろき後援 会	清水 博木	速見郡日出町豊 岡二三七―四五 〇―三	藤木しんや 大分県後援 会	壁村 雄吉	主たる事務 所の所在地	美し浜F一〇二	令二・五・二二
山田としお 大分県後援 会	壁村 雄吉	代表者の氏 名	壁村 雄吉	二宮 伊作	令二・六・三〇	本田ひろふ み後援会	本田 博文	速見郡日出町川 崎二―一	山田としお 大分県後援 会	壁村 雄吉	主たる事務 所の所在地	速見郡日出町豊 岡三三五―一九	令二・八・三
濱田 優美	安武 千恵	代表者の氏 名	安武 千恵	杉村 忠彦	令二・六・一八	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	山本 貴弘	代表者の氏 名	山本 貴弘	代表者の氏 名	令二・六・一八
大分県中小 企業政治連 盟	戸高 有基	代表者の氏 名	戸高 有基	高山 泰四郎	令二・六・八	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	戸高 有基	代表者の氏 名	戸高 有基	代表者の氏 名	令二・六・八
大分市医師 連盟	山本 貴弘	代表者の氏 名	山本 貴弘	安武 千恵	令二・六・一八	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	山本 貴弘	代表者の氏 名	山本 貴弘	代表者の氏 名	令二・六・一八
竹田市医師 連盟	安永 正剛	代表者の氏 名	安永 正剛	加藤 一郎	令二・六・二三	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	安永 正剛	代表者の氏 名	安永 正剛	代表者の氏 名	令二・六・二三
21世紀の 大分を創る 会(広瀬勝 貞後援会)	吉村 恭彰	代表者の氏 名	吉村 恭彰	高山 泰四郎	令二・七・一	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	吉村 恭彰	代表者の氏 名	吉村 恭彰	代表者の氏 名	令二・七・一
日本遺族政 治連盟大分 県本部	末光 秀夫	代表者の氏 名	末光 秀夫	岩男 立夫	令二・六・二四	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	末光 秀夫	代表者の氏 名	末光 秀夫	代表者の氏 名	令二・六・二四
野尻てつ雄 後援会	野尻 哲雄	代表者の氏 名	野尻 哲雄	森田 昭子	令二・九・一	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	ごとう慎太郎 後援会「細石 の会」	野尻 哲雄	代表者の氏 名	野尻 哲雄	代表者の氏 名	令二・九・一

令和二年九月二十九日

大分県報(選管委告示)

**大分県選挙管理委員会告示第二十四号**  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
 令和二年九月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

**大分県選挙管理委員会告示第二十五号**  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。  
 令和二年九月二十九日  
 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治団体の名称  
 代表者の氏名  
 解散年月日

自由民主党大分県由布市第一支部  
 近藤 和義  
 令二・元・一二・三二

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年九月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

県立職業能力開発施設タブレット端末一式

二 競争入札の参加者の資格

1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百八十八号）第八条第一項及び大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は都道府県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今宮 礼二	日出町長	今宮れいじ	速見郡日出町三八五八一—一三	令 二・ 七・ 一四
佐藤 睦夫	大分市議会議員	佐藤むつお	大分市三佐四—一四—三 A—二〇二	令 二・ 六・ 二四
長野 辰生	大分市議会議員	長野たつお	大分市大字政所二三〇八一—三	令 二・ 七・ 一〇

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年九月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動の内容	異動年月日
今宮 礼二	今宮れいじ後援会	主たる事務所所在地	速見郡日出町大字藤原五九一—一五	令 二・ 九・ 一
後藤 慎太郎	ごとう慎太郎総合後援会「細石の会」	政治団体の名称	ごとう慎太郎総合後援会「細石の会」	令 二・ 六・ 二〇
本田 博文	本田ひろふみ後援会	主たる事務所所在地	速見郡日出町川崎二—一	令 二・ 八・ 三

決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）

(六) 設備保守管理業資格保有者数（基準日における大分県内の従業員のうち資格を有する者の数をいう。）（県庁舎等維持管理業務のうち設備の点検保守に係る資格に限る。）

(七) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七（五〇六）二九五六

3 申請の時期

令和二年九月三十日（水曜日）から同年十月七日（水曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次とおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年9月29日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

県立職業能力開発施設タブレット端末一式

(2) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(3) 納入場所

大分県立工科短期大学校、大分県立大分高等技術専門校、大分県立佐伯高等技術専門校、大分県立日田高等技術専門校及び大分県立竹工芸訓練センター

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め

<p>る。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)(以下「競争入札参加資格」という。)を取得している者であること。</p> <p>(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。</p> <p>(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。</p> <p>(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入札参加申請を、令和2年9月30日(水)午前9時から同年10月26日(月)午後5時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。))様式第5号)」及び競争入札参加資格に</p>	<p>係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年10月26日(月)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により下記提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県商工観光労働部雇用労働政策課職業能力開発班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3330</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年9月30日(水)から同年10月7日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>(3) 申請書類の提出先 URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</a> 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県商工観光労働部雇用労働政策課職業能力開発班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-3330</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年10月30日(金)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期</p>
--	--

<p>限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和2年10月30日(金)午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県商工観光労働部雇用労働政策課職業能力開発班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年10月29日(木)午後5時までに必着のこと。</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札</p> <p>開札予定日時 令和2年10月30日(金)午前10時</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約予定総額(契約単価に契約予定数量を乗じた金額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p>	<p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased Tablets for the Oita prefectural vocational skills development facilities</p> <p>(2) Time limit for tender 10 : 00 am. 30 October,2020</p> <p>(3) Contact office for contract Vocational Skills Development Section Employment and Labor Planning Division Commercial and Industry, Tourism, and Labor Department Oita Prefectural Government Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL (097) 506-3330</p>
---	--